

## 都市計画基本図の利用について

本市が提供する地図の、データや紙地図等の御利用に当たっては、「測量成果の複製または使用の承認申請」や「出典の明示」が必要な場合があります。必ず御確認のうえ、御利用ください。

### ●測量成果の複製・使用の承認申請

本市の作成した測量成果を御利用の場合、利用目的や利用方法によっては、データや印刷後の紙地図等、媒体にかかわらず、測量法に基づく測量成果の複製または使用について本市の承認が必要です。

### ●申請対象となる測量成果

本市では、都市計画基本図について、国土地理院の地図の利用手続パンフレットに記載のフローを準用して、複製または使用の承認申請の要否等を判定しています。

必ず下記リンクから地図の利用手続きパンフレットに記載のフローで確認のうえ、必要な手続きをしてから、御利用ください。

(参考) 国土地理院の測量成果の利用手続 (外部サイト)

<https://www.gsi.go.jp/LAW/2930-index.html>

### ●測量成果の複製に該当する利用例

- ・測量成果をコピー、スキャン等で複製したものを単に背景として用いているもの
- ・測量成果の一部の情報を間引いたり、独自情報を付加しただけのもの
- ・測量成果の情報を読み取って、作り変えることはしていないもの
- ・コピー、スキャン等の測量（地図調製）ではない行為で複製したものを基図として、情報の削除若しくは独自情報の付加
- ・ラスターデータ（電子地形図）を GIS の背景図等に利用
- ・ベクトルデータ等（国土基本情報等）のデータ等を地図データとして配布

### ●測量成果の使用に該当する利用例

- ・基の測量成果の情報を読み取って、基の測量成果に手をを入れて別種の地図を作成しているもの
- ・測量によって得たデータ等を付加し、独創性のある主題図を作成しているもの
- ・ベクトルデータを使用して紙地図やラスター画像を作成しているもの
- ・調製（スクライブやトレース）し直して、別種の地図を作成
- ・ベクトルデータ等（国土基本情報等）を調製して紙地図等を作成
- ・ベクトルデータ等（国土基本情報等）のデータを直接加工して GIS の背景図等に利用

●申請書様式

・測量成果の複製承認申請書（word 様式）

・測量成果の使用承認申請書（word 様式）

●出典の明示について

本市の都市計画図、地形図を利用する際は、測量成果の複製または使用の承認申請が不要の場合でも、出典を明示してください。

本市の地形図を編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。

編集・加工した情報を、あたかも本市が作成したかのような態様で公表や利用をしてはいけません。

●お問い合わせ及び申請書提出先

旭川市都市振興部都市計画課

〒070-8525 旭川市 7 条通 10 丁目 第二庁舎 3 階

電話番号： 0166-25-9704

メール： [tosi\\_kei@city.asahikawa.lg.jp](mailto:tosi_kei@city.asahikawa.lg.jp)